

兵庫県公報

令和4年10月1日 土曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

告 示

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年10月1日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第12号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第77条第1項中「18日」の右に「（1月間の日数から兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項各号に掲げる日の日数を減じた日数が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加える。

附則第33項から附則第46項までを削る。

附 則

- この管理規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 改正後の第77条第1項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。